令和3年度

兵庫県内部管理評価報告書審査意見書

令和4年9月

兵庫 県監査委員

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵庫県監査委員

達 兀 海 也 浜 田 知 昭 中 野 吾 郁 花 畄 正 浩

令和3年度兵庫県内部管理評価報告書の審査について

令和4年8月12日付け審第1045号で審査依頼がありました令和3年度兵庫県内部管理評価報告書を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

一 目 次 一

第 1	蛪	客査の概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	審査の	対象		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	審査の	手続		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第 2	褔	露査の結	果及	び	意	見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	審査の	結果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	審査の	音見						•										2

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度兵庫県内部管理評価報告書

2 審査の手続

知事から提出された兵庫県内部管理評価報告書について審査を行った。 審査に当たっては、

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか

イ 内部管理の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に 実施されたか

等の点について検証し、兵庫県監査委員監査基準に準拠して、リスク評価シート等の照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施するとともに、財務監査等の結果も参考にして慎重に審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

兵庫県内部管理評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続等 及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

2 審査の意見

留意・改善・要望事項については以下のとおりである。

(1) 内部管理制度の更なる周知徹底

総括部局、推進部局をはじめとする推進組織の取組等により、指摘事項となるような不備は見受けられなかった。

しかしながら、全庁重点リスクに対し、該当業務なしとしたため、所管業務について自己評価が行われていないなど、制度が職員に十分に浸透しているとは言いがたい不備が認められた。

適正な事務の執行を図るため、特に部局長をはじめとする幹部職員は、 制度を十分に理解し、職員への意識付けと周知徹底に引き続き努められた い。

(2) 内部管理の実効性確保

財務監査において指摘等された財務事務上の誤りをリスク評価シートの 重点リスクや重点リスクの内容に記載していないものが見受けられた。ま た、重点リスクに記載していても、財務監査でリスクと同じ内容の誤りが 指摘等されており、内部管理の効果が十分に発揮されていないものもあっ た。

職員への意識付けが進み、職員一人一人が自ら携わる業務に内包される 重点リスクを理解した上で、その対応策を常に意識して業務を遂行するこ とが必要である。

各所属の内部管理推進員がこのことに留意して実務レベルで効果が発現する取組を着実に進められるよう、推進体制の機能を十分に発揮されたい。

また、内部管理が実効性のあるものとなるよう、評価体制についても機能の充実、向上に努められたい。